対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	千葉県柏市	柏の葉一丁目から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、高田（次の図面に示す部分に限る。）、十余二（次の図面に示す部分に限る。）、中十余二（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、西柏台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目並びに若柴（次の図面に示す部分に限る。）
	千葉県流山市	おおたかの森北三丁目、駒木、駒木台、東初石四丁目及び美田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百七十五　航空自衛隊府中基地

対象防衛関係施設の所在地	東京都府中市	浅間町一丁目五番地五
対象防衛関係施設の区域	東京都府中市	浅間町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	東京都府中市	小柳町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、是政一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、幸町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、清水が丘一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、白糸台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新町一丁目、二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、浅間町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、多磨町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、天神町一丁目から四丁目まで、八幡町一丁目から三丁目まで、日吉町（次の図面に示す部分に限る。）、緑町一丁目から三丁目まで、宮町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、紅葉丘一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに若松町一丁目から五丁目まで
	東京都小金井市	前原町四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百七十六　航空自衛隊入間基地

対象防衛関係施設の所在地	埼玉県狭山市	稲荷山二丁目三番地
対象防衛関係施設の区域	埼玉県狭山市	稲荷山二丁目、入間川、大字北入曽及び大字南入曽（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	埼玉県入間市	大字黒須（次の図面に示す部分に限る。）並びに向陽台一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	埼玉県狭山市	稲荷山一丁目及び二丁目、入間川（次の図面に示す部分に限る。）、入間川一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、鵜ノ木、大字上奥富（次の図面に示す部分に限る。）、大字北入曽（次の図面に示す部分に限る。）、大字水野（次の図面に示す部分に限る。）、柏原（次の図面に示す部分に限る。）、祇園（次の図面に示す部分に限る。）、中央一丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、広瀬東一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに富士見一丁目及び二丁目
	埼玉県入間市	東町一丁目から七丁目まで、大字扇町屋（次の図面に示す部分に限る。）、大字上藤沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字下藤沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字黒須（次の図面に示す部分に限る。）、扇台一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、扇町屋一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、鍵山一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、春日町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、久保稲荷一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、黒須一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、下藤沢一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、高倉一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、豊岡一丁目及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに東藤沢一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。